

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

網走南部東第2 客土、暗渠排水、区画整理 同  
訓子府北東 農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理 同  
西興部 区画整理、農業用道路 同  
はまなす第3 区画整理 同

## 目次

### 告示

○道営土地改良事業計画の決定	（農業施設管理課）	72
○道営土地改良事業変更計画の決定	（農業施設管理課）	72
○知事権限に係る保安林の指定の予定	（治山課）	72
○知事権限に係る保安林の指定	（治山課）	73
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定	（治山課）	73
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	（治山課）	74
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	（治山課）	74
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	（治山課）	75
○土砂災害警戒区域の指定	（維持管理防災課）	75
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（維持管理防災課）	75
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	（都市環境課）	78

### 道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告		78
-----------------	--	----

## 告示

### 北海道告示第131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成30年2月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
大枝沢	農業用排水施設	北海道空知総合振興局
初田	農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、客土	北海道後志総合振興局
春辺沢	農業用排水施設	北海道胆振総合振興局
1区上流	区画整理	同
小清水北第2	農業用排水施設、農業用道路、客土、暗渠排水、区画整理	北海道オホーツク総合振興局

### 北海道告示第132号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成30年2月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
ひだか東	区画整理、農用地改良保全	北海道日高振興局
幾千世	農業用排水施設、農用地改良保全	同
様似	農業用排水施設、農用地改良保全施設、区画整理、客土、暗渠排水	同
新西部	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、区画整理）	北海道空知総合振興局
新しもかわ	区画整理	北海道上川総合振興局

### 北海道告示第133号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成30年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 北斗市戸切地12の1・21の3・21の10・50の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、34の1、34の4、野崎272の1、272の5、函館市瀬田来町797、798
- (2) 指定の目的 水源の涵養
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
瀬田来町797（次の図に示す部分に限る。）
  - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 浦河郡浦河町字白565の1・566の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、565の12、566の1、566の11、568の8、568の9、568の11、568の16
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字白565の1・565の12・566の4・568の9・568の11（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 石狩市浜益区送毛374の3地先・142（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係市役所及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第134号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成30年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 北斗市戸切地50の1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第135号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成30年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 足寄郡足寄町上利別326の1、328
- (2) 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間および樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字モチ251地先・1081の1地先・1086地先・154の2・808の2・厚岸郡浜中町榊町112地先（以上4筆地先2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第136号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 山越郡長万部町字静狩400の1(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- (3) 解除の理由 鉄道用地とするため

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 山越郡長万部町字静狩400の1(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 鉄道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第137号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市・日高郡新ひだか町(以上1市1町について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに函館市役所及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第138号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市・利尻郡利尻町・利尻富士町（以上1市2町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 二世郡八雲町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 利尻郡利尻町・利尻富士町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに函館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第139号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号 千松の沢川（Ⅱ-51-0880）
- 2 土砂災害警戒区域の表示 留萌郡小平町字鬼鹿千松（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第140号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 小平広富7 (I-5-84-2301)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿広富 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平港町1区2 (I-5-86-2303)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿港町1区 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平元浜1 (I-5-87-2304)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿元浜、字鬼鹿港町3区 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平元浜3 (I-5-88-2305)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿元浜 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平千松3 (I-5-89-2306)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿千松 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平豊浜3 (I-5-90-2307)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿豊浜 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平広富6 (II-5-82-1663)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿広富 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平広富8 (II-5-83-1664)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿広富 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平広富9 (II-5-84-1665)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿広富 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平広富10（Ⅱ－5－85－1666）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿広富（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平港町1区4（Ⅱ－5－86－1667）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿港町1区（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平元浜2（Ⅱ－5－87－1668）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿元浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平元浜4（Ⅱ－5－88－1669）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿元浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平千松1（Ⅱ－5－89－1670）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿千松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平千松2（Ⅱ－5－90－1671）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿千松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平千松4（Ⅱ－5－91－1672）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿千松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平千松5（Ⅱ－5－92－1673）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿千松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平千松6（Ⅱ－5－93－1674）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿千松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平千松7 (Ⅱ-5-94-1675)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿豊浜 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平豊浜1 (Ⅱ-5-95-1676)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿豊浜 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平豊浜2 (Ⅱ-5-96-1677)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿豊浜 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小平港町1区3 (Ⅱ-5-148-2388)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿港町1区 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
富浜1の沢川 (Ⅱ-51-0890)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿豊浜 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
富浜2の沢川 (Ⅱ-51-0900)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
留萌郡小平町字鬼鹿豊浜 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第141号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成30年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- |   |               |  |
|---|---------------|--|
| 1 | 施行者の名称        | 北斗市  |
| 2 | 都市計画事業の種類及び名称 | 函館圏都市計画道路事業(3・4・302号大野市街通)                           |
| 3 | 事業施行期間        | 平成22年7月6日から平成32年3月31日まで                              |
| 4 | 事業地(取用の部分)    | 町名の変更に伴い事業地名について、北斗市本町地内から北斗市本町、本町3丁目及び本町5丁目地内に変更する。 |

#### 道教育庁教育局告示

#### 北海道教育庁石狩教育局告示第7号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月20日

北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功

## 1 入札に付する事項

### (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

- ア 特別支援学校校舎等清掃業務（A地区） 一式
- イ 特別支援学校校舎等清掃業務（B地区） 一式
- ウ 特別支援学校校舎等清掃業務（C地区） 一式
- エ 特別支援学校校舎等清掃業務（D地区） 一式
- オ 特別支援学校校舎等清掃業務（E地区） 一式
- カ 特別支援学校校舎等清掃業務（F地区） 一式

アからカまでについては、それぞれの入札とする。

### (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

### (3) 契約期間 平成30年4月11日から平成31年3月29日まで

### (4) 履行場所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

### (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

### (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

### (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

### (4) 平成28年度又は平成29年度において、本契約と種類を同じくする通年契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

## 3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

## 4 条件付一般競争入札参加資格の審査

### (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年2月20日（火）から同年3月15日（木）まで（日曜

日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日は午後3時）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

### (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

## 5 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

## 6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階大会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成30年4月2日（月）午前10時（送付による場合は、同年3月30日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

## 7 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

## 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/index>）においてダウンロードすることができる。

## 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

## 10 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

## 11 落札者と契約締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

## 12 その他



平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5872

### 13 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

- a Cleaning of the premises at schools for special needs (A zone)
- b Cleaning of the premises at schools for special needs (B zone)
- c Cleaning of the premises at schools for special needs (C zone)
- d Cleaning of the premises at schools for special needs (D zone)
- e Cleaning of the premises at schools for special needs (E zone)
- f Cleaning of the premises at schools for special needs (F zone)

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 2, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 30, 2018)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872

---